

平成30年5月

# 委員総会議事録

松本市農業委員会

平成30年5月 松本市農業委員会 委員総会 議事録

1 日 時 平成30年5月31日(木)午後2時30分から午後3時53分

2 場 所 大会議室(本庁舎3階)

3 出席委員 47人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	19番	丸山 寛実
20番	上條萬壽登	21番	小林 弘也
22番	塩原 忠	23番	古沢 明子
24番	上内 佳朋	25番	柳澤 元吉
26番	波多腰哲郎	27番	田中 悦郎
28番	伊藤 修平	29番	橋本 実嗣
30番	小沢 和子	31番	竹内 益貴
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
34番	百瀬 道雄	35番	伊藤 素章
36番	忠地 義光	37番	百瀬 文彦
38番	小松 誠一	39番	菅野 訓芳
40番	百瀬 貞雄	41番	前田 隆之
42番	青木 秀夫	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
47番	三村 晴夫	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 1人 43番 萩原 良治

5 議 事

議案第19号 平成29年の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

6 協議事項

- (1) 平成30年度遊休農地に関する措置に係る実施方針及び利用状況調査の実施方法について
- (2) 平成30年度違反転用への適正な対応に係る実施方針について

(3) 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段面積の設定について

7 報告事項

- (1) 4月定例部会報告
- (2) 主要会務報告

8 その他

9 出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	〃	小西 えみ
	〃	担当係長	齋藤 信幸
	松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

10 会長あいさつ 小林会長

11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 20番 上條萬壽登 委員
- 22番 塩原 忠 委員
- 〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

14 会議の概要

議長 本日の議案であります。総会、部会合わせて21件の議案が提出をされております。議案第37号、第38号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに議案第39号、第40号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会に事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

これより議事に入ります。

議案第19号 平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」事務局の説明を求めます。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐 それでは、議案第19号の説明をしまいたします。

着座にて失礼をいたします。

まず、要旨でございますけれども、こちら、国の通知がございます。「農業委員会事務の実施状況等の公表について」という通知でございますが、

こちらに基づきまして点検・評価をしろということでございます。本日は、29年度の点検・評価と30年度の活動計画についてご審議をいただくということでございます。

3番目のところで、今後の予定として書いてございますけれども、決定され次第、ホームページのほうに公表してまいります。また、あわせまして県に通じて国に報告をするものでございます。

参考資料としましては、国の通知を後ろのほうに添付しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、2ページということで、まず29年度の点検・評価ということでございます。

番の農業委員会の状況でございますが、こちらは1年前の状況でございます。つまり、平成29年3月31日現在の状況ということでまとめてございます。

農地の面積、国の統計面積とか農業委員会の台帳面積とかいろいろあります。また、中段に行きますと、農業者の状況を記載してございます。それから、下のほうは農業委員会の現在の体制について記載したところでございます。

3ページに移りまして、番の担い手への農地の利用集積・集約化の関係でございます。

1番、現状及び課題、こちらは1年前、つまり平成29年3月の状況でございます。

管内の農地面積7,460ヘクタール、国の統計面積でございますが、それに対してこれまでの集積面積が2,792.6ヘクタールで、集積率は37.4%でございました。

2番目、29年度の目標とそれに対する実績ということでございます。

集積目標は3,044.1ヘクタールということでございましたが、これに対する実績は2,995.9ヘクタールということで、右のところに目標達成状況ということで、98.4%でございますが、ほぼ目標を達成したという評価をしております。

続きまして、4ページでございます。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1番の現状及び課題、こちら、26年度から28年度まで3カ年の状況をまとめたものでございますが、これらから2番目のところに29年度の目標及び実績とありますけれども、こちら、29年度の参入目標は6経営体、参入目標面積は2.0ヘクタールと目標を定めたところでございました。

これに対する実績は、右隣、20経営体、4.7ヘクタールとなりまして、目標達成率は、経営体で見ますと333.3%、目標面積で見ますと235%となったところでございます。

この要因ですが、やはり経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借における本市の考え方の変更ということで、下限面積を貸し借りにおいては撤廃をしたわけでございますが、こちらの撤廃が大きかったものと推察しております。柔軟な受入体制を整えたことが功を奏したということで評価をして

いるところでございます。

5ページに移りまして、4の遊休農地に関する措置に関する評価ということでございます。

1の現状及び課題、こちらやはり1年前の計画時の内容でございます。

これに対して、2の29年度の目標及び実績でございますけれども、解消目標を24ヘクタールとしておりましたが、実績は10ヘクタールとなりまして、目標達成率は41.7%でございました。28年度の遊休農地面積が49.6ヘクタールでありましたので、解消目標の24ヘクタールは若干設定が高過ぎたのかなとも考えているところでございます。

6ページに移りまして、5の違反転用への適切な対応でございます。

1番の現状及び課題でございます。

29年3月現在でございますが、違反転用面積は3.2ヘクタール存在しておりました。

2番目に移りまして、29年度の実績ですが、6.1ヘクタールということで、結果としてマイナス2.9ヘクタール、2.9ヘクタールふえてしまったということでございます。こちらについて、確かに違反転用を是正・解消した農地もありましたけれども、委員の農地パトロール活動が強化され、新たな違反転用農地の把握が進んだ側面があったかなと、こういう評価をしているところでございます。

続きまして、7ページでございますが、6の農地法等により、その権限に属された事務に関する点検でございます。

まず1番、農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数42件ということで、こちらについては全て許可ということでございます。

真ん中から下、2番目の農地転用に関する事務でございます。こちらは農地法の4条、5条の関係の合計になりますけれども、1年間の処理件数は74件でございました。全て意見を付して知事へ送付したということでございます。

8ページに移ります。

3番目、農地所有適格法人からの報告への対応ということでございます。

管内の農地所有適格法人48法人中、47法人から報告をいただき、その結果、特に問題はなかったということでございます。ただ、報告書を提出しなかった1法人につきましては、今後利用権設定を更新する際に支障が生じてまいりますので、今後も引き続き提出指導を行ってまいります。

4の情報提供等でございます。

まず、賃借料情報の調査・提供の関係、これまでのデータを集計いたしまして、平成30年1月に、こちら、田んぼとか畑とか樹園地別に賃借料情報、平均額とか最高額とか最低額をホームページ上で公表して提供したところでございます。

真ん中の段の農地等の権利移動等の状況把握でございます。

こちら、年間で2,165件でございました。農地法3条、4条、5条のほか、農用地利用集積計画や農用地利用配分計画案の関係の件数について集計した結果でございます。

最後、その下の農地台帳の整備でございます。

29年度末としまして、非農地判断の反映した後の数字でございますが、8,350ヘクタールということで農地台帳を整備しているところでございます。

次、9ページに移りまして、7番、地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ということでございます。

要望・意見としましては、中山間地域を中心に存在する遊休農地等利用促進策というのは、いつも要望があるところでございますし、その下の新規参入者の農地の近くに家族構成に応じた適当な住居や作業場を確保することが困難というような要望もございました。

対処内容としては、公社やJA、関係団体との連携、調整のほか、情報収集及び市長への施策改善意見の提出ということで対処したところでございます。

続きまして、8番、事務の実施状況の公表等でございます。

こちらについて、総会等の議事録のホームページへの公表、それから農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出、市長意見書の関係でございます。そちらについて記載してございます。

続きまして、今度は30年度の活動計画になります。

10ページからごらんいただきたいと思います。

8番、農業委員会の状況でございます。

こちらについては、30年3月31日現在の状況ということで、農業センサス、こちらは平成27年の農業センサスでございますけれども、5年に一度ですので。それから、国の統計は最新のものを使っておりますし、農業委員会の台帳面積等を根拠に記載してございます。それから、農家の状況ですとか、農業委員会の状況も含めまして作成してございます。

続きまして、11ページでございますけれども、担い手への農地の利用集積・集約化についてということでございます。

こちら、この3月の現状でございますが、管内の農地面積7,390ヘクタール、国の統計面積でございますけれども、それに対してこれまでの集積面積、認定農業者とか認定新規就農者など担い手が耕作する面積でございますが、自作地と借入地の合計面積2,995.9ヘクタールということで、集積率は40%ちょっと、40.5%ということでございます。

2番目、30年度の目標ということでございます。

目標値、集積面積の目標は3,247.4ヘクタールとしました。この考え方でございますが、過去5カ年中の数字を洗いまして、そのうち中庸3カ年の集積拡大面積の平均を基礎に、これを昨年に上乘せして設定をしてございます。

続きまして、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

新規参入の現状でございますが、27年度は3経営体で9ヘクタール、28年度は9経営体、5.8ヘクタール、29年度は20経営体、4.7ヘクタールということでございます。

30年度の目標設定としましては、20経営体、4.7ヘクタールとして  
ございます。この考え方でございますが、29年度から新規参入に対する  
農地要件を緩和したこともあります。したがって、前年実績をそのま  
ま目標値としてございます。

続きまして、12ページでございます。

番目、遊休農地に関する措置の関係でございます。

この30年3月の現状でございますが、農地面積7,423.6ヘクタール  
ということでございますが、こちらに対する現在の遊休農地の面積33.  
6ヘクタールということで、割合としましては0.5%となります。ただ、  
B分類は入っていませんので、これにB分類も含めると、遊休荒廃農地の  
割合は4.1%というふうになってしまうわけでございます。

その下の2の30年度の目標の関係でございますが、遊休農地の解消面積  
を10ヘクタールとしました。目標設定の考え方は、昨年度の実績値とし  
ております。これまでB分類への移行を積極的に進めた結果、遊休農地が  
減少傾向にあります。したがって、昨年実績並みに目標設定をしてご  
ざいます。

最後、番目として違反転用への適切な対応でございます。

こちら、違反転用が行われてしまうと是正指導がなかなか難しくなります  
ので、農地パトロールを定期的を実施して、経常的に実施する中で、早期  
対応に努めるという考え方でございます。

引き続き委員とも協力して、また県とも連携しながら、是正指導に取り組  
む方針で進めてまいります。

以上が30年度の活動計画案の内容でございます。

29年度の点検・評価と30年度の活動計画をご説明いたしました。ご審  
議の上、ご決定いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまから質疑を行います。

今、この議案に対しまして発言のある方の挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。

議案第19号について、決定いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定をされました。

続きまして、協議事項に入ります。

協議事項1、平成30年度遊休農地に関する措置に係る実施方針及び利用  
状況調査の実施方法について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

それでは、引き続き説明を続けてまいります。

15ページでございます。

まず、要旨でございますが、農地法第4章の中で遊休農地に関する措置が定められております。こちら、30年度の事務の実施に当たりまして、その実施方針及び利用状況調査の実施方法についてご協議をいただきたいと思っております。

2番目、反省点と今後の課題ということでございますが、まず(1)重点業務となった農地利用の最適化の推進と新体制移行に備えまして、市内遊休荒廃農地の実態把握とさらなる調査精度の向上に努める必要がございます。

(2)国の荒廃農地等利活用促進交付金、こちら29年度からですが、2号遊休農地主体の配分になってきておりますので、2号遊休農地についても、引き続き把握に努めたいということでございます。

遊休農地と荒廃農地の体系図は、その図に示すとおりでございます。ご確認いただければと思っております。

3番目、30年度遊休農地に関する措置に係る実施方針ということで、別添のとおり定めていきたいと考えております。

こちら、ページが入っていますが、17から18となっておりますが、訂正をお願いします。16から17ページの間違えでございますので、訂正をお願いします。

その下の4番のところの利用状況調査の実施方法(案)についても、こちら、19から20ページのとおりとなっておりますが、1ページずれてしましまして、18ページから19ページのとおりということでご訂正をお願いしたいと思います。

最後、5番目の参考資料ということで、国の指導通知を載せてございますし、遊休農地に関する措置の流れの体系図、それから国の交付金についても参考資料として付けてございますので、ご確認いただければと思っております。

続きまして、16ページでございます。

まず、大枠を決める実施方針の案でございますが、こちら、昨年度とほぼ同じでございますが、かわったところは、2番の利用状況調査の(1)ということで、6月、7月の2カ月で調査、7月末までに調査結果を提出していただきたいというところが変更点で、やはり新体制移行を踏まえまして、ちょっと1カ月前倒しをさせていただきまして、現委員の体制で調査をしておきたいということでございます。よろしく申し上げます。

3番目のところは、利用意向調査のことを書いております。

それから、4番目のところは、農地中間管理機構との協議の勧告ということでございます。こちら、前年と同様でございますので、ご確認いただければと思っております。

続きまして、18ページ、19ページでございます。

こちら、方針を受けて、より細部を規定する実施方法の案でございます。

まず1番、実施期間は、6月1日から7月31日ということでご提案をします。



2 番目、実施計画でございます。

各地区の農業委員が計画をしていただきたいと。また、必要に応じて J A の応援協力も得るということでお願いいたします。

また、通知を J A のほうに依頼文を出すということであれば、また事務局へご相談いただければと思います。

2 の ( 2 ) でございます。前年度引継調査件数 ( 別記 ) とありますが、この別記は 1 9 ページのことでございます。こちらに基づきまして、A 分類農地、2 号遊休農地、それから D 分類、昨年解消になったということでございますが、こちらを主体に調査を行っていただくということをお願いいたします。

また、その次に書いてある日ごろの委員活動等から確認が必要な農地も調査対象に加えていただきたい。こちら、何を言っているかということ、これまで 3 年近く委員活動をする中で、振り返っていただきまして、気になっている農地とか、過去苦情が出た農地とか、目についているような農地は、リストから漏れているものは、くまなく地域でぜひ挙げていただきたいと、こういう考えでございます。

それから、1 9 ページのところの前年度引継調査件数ということを表示をさせていただいております。

左のほうを見ていただくと、各地区の調査件数ということで、網かけのところは昨年度の調査件数、その右のところは本年度の調査件数ということでございます。こちら、A 分類農地と 2 号遊休農地と解消となった D の 3 つの合計の筆数でございます。

例えば、中山ですと、昨年 9 9 あったんですが、今回は 2 9 です。入山辺や四賀に至りましては、三けたの件数でしたが、ことしは二けたの件数になってきているということで、それぞれ地区の状況をご確認いただきたいと思います。

こちら、昨年度の調査で、積極的に、もう B 分類へ移行を進めたということがございます。これによりまして調査対象が減ってきております。

調査件数が突出して多い地区はなくなりました。こちらは、本年度は、したがって原則として事務局は同行しないということにさせていただきます。

ただし、今回、地区をまた改めて地区全体をくまなく調査するというようなお考えがありましたら、相談をいただきたいと思いますし、そのときは当然事務局も全力でお手伝いをする覚悟でございますので、よろしく願いします。ということで、よろしく願いしたいということでございます。

また、1 8 ページに移りまして、3 番目、調査の実施ということですが、書いてあるとおりなんです、本日、お手元に用意をさせていただきました書類がございます。調査リストですね。つまり昨年の A とか 2 号とか D のところの一覧表でございますが、利用状況調査 ( 要確認農地一覧 ) というようなものを地区別にそれぞれの委員にお配りしてございます。

それから、農地の地図でございます。農地の地図は、代表する地区の委員さんにお 1 人にまとめてお渡しをしております。

それから、別冊資料としまして、利用状況調査の流れというものも本日配付をさせていただきます。

地図については、代表する農業委員の方1人にお渡ししておりますけれども、地区内の委員に割り振っていただきたいと思います。インデックスとなる縮尺を上げた地図、インデックスの地図は、農業委員さん人数分用意しておりますので、インデックスはまたみんなに割り振っていただいて、中の具体的な地図についても、それぞれの担当する地区に振り分けていただければと思います。

調査結果の提出でございますが、7月31日の定例会の開催日までに事務局にお届けいただきたいと思います。提出物は、地図とか、ちょっと書いてないんですけども、確認リストもご提出いただきたいと。それから、実施状況をまとめた実施状況報告書もご提出いただきたいということでございます。

調査結果の反映は、事務局で入力作業をまた後日やっていきたいということでございますが、お手元にきょうお配りしました利用状況調査の流れというのを見ていただきたいと思います。カラー刷りのものでございます。左肩1カ所ホチキスどめのものでございます。現場で持ち歩けるように別冊としておりますが、よろしくをお願いします。

こちらについて説明をさせていただきます。

1番、利用状況調査の流れということで、(1)から(4)まであります。

(1)にありますとおり、農地の地図を参考に、農地全筆確認を基本に調査を行うということでございます。基本は全筆確認ということでございますが、日ごろ農地パトロール活動で管内農地を把握されておりますので、日ごろ目につくような気づいた農地は、ぜひ新規でリストアップをしていただきたいということでお願いを申し上げます。

(2)番は、昨年の判定どおりでございます。2号遊休農地、A分類農地、B分類のうち山、つまり山林化の部分、それから「原」というのが原野化の部分でございます。それから、D判定は解消した農地ということで、Dでございます。

具体的な判断基準は、 、 、 ということで、後ろのほうにつけてありますので、ご確認をいただきたいと思います。特に写真については、より見やすくということで、カラー写真をつけて、わかりやすくしましたので、見ていただければと思います。

それから、(3)28年度利用状況調査までのB分類ということで、こちら、地図、図面では黄色の塗りつぶしになっておりますが、下のほうに地図の凡例ということで黄色い部分ありますけれども、昨年の調査から原野化している部分と山林化している部分をB判定については分けております。原野化しているのは斜線になっておりますし、山林化しているのはクロス斜線になっております。

ただ、昨年からやり始めたもので、28年度以前のB判定のものについては、こちらの区分けはできておりません。ですので、もし今回の調査で確認できたものについては、「山」とか「原」というような判定を網かけが

入っていない単なる塗りつぶしのB判定のところ、もし判定ができたのであれば、「山」とか「原」というような区分を赤ペンで落とし込んでいただければという意味でございます。塗りつぶしのB判定の黄色いところを全部やれということではないんですが、もし判定できましたら、ご協力をお願いしたいということでお願いします。

(4) 地区内の農地について、利用状況を確認した後に、先ほどの通りでございますが、地図と利用状況調査(要確認一覧)、これ、調査リストのことでございます。それから、利用状況調査新規分、後ろから2枚目のところに新規分ということでリストをつけましたので、落ちているもので日ごろ目について把握したものがあれば、新規分をぜひ挙げていただきたいと思えます。

それから、利用状況調査実施状況報告書というのは、いつ何日にどれだけの参加を得て利用状況調査を実施したかという実施状況報告書も、最後のページですけれども、つくって事務局に提出をいただきたいということでございます。

地図の凡例は、その下の色のとおりでございます。2号遊休農地、昨年からはじめましたけれども、ピンクの塗りつぶしになっております。また、赤については、E判定ということで、違反転用の農地となっております。こちらについては、後ほど齋藤係長のほうからまた説明があります。

続きまして、1枚めくっていただいて、昨年の利用意向調査の結果につきましては、地図のほうに利用意向調査の結果を赤で落とし込んでおります。例えば、農地中間管理事業を利用したいというような意向とか、みずから耕作とかというような意向調査の結果も地図のほうで赤字で筆に表示してあるということでございます。

あと、利用状況調査判定のポイント等は、またごらんをいただければと思えます。

別添 については、判定基準となっておりますので、ご確認をいただければと思えます。

それから、フローチャートが別添 でございます。こちらでもまたご確認をいただきたいと思えます。

別添 以降はカラー写真でございますので、判定の参考にさせていただきたいと思えます。

別添 は新規のリスト、別添 は実施状況報告書となっております。

ということで、調査の仕方について説明しました。

あと、リストについても、きょう利用状況調査(要確認農地一覧)ということで、それぞれの地区別リストを全委員に配付させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思えます。

調査結果は、地図に、きょう赤ペンをお配りしましたので、その赤ペンを使って地図に直接Aとか、2号とか、原とか、山とか、Dとかというようなことを赤ペンで直接地図に書き込んでいただきたいと。

また、調査リストのほうの右側のところに確認欄を設けておりますので、その確認欄もぜひAとか、山とか、原野とか、2号とかというふうなとこ

ろをあわせて落とし込んでいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

細かな調査の手法も含めて説明を申し上げました。今年度の方針について、よろしくご議論いただきたく思ひます。

以上でございます。

議長 遊休農地にかかわる利用状況調査の実施方法について、今、事務局から説明があったわけでありましたが、ただいまから質疑を行います。

発言のある方の挙手をお願いいたします。

7月31日までにとのことです。

百瀬（芳）委員 利用状況調査の流れというところの2枚目の紙の判断基準ですけれども、2号遊休農地と1号遊休農地、両方に同じ文面の基準があるけれども、これって変だと思ひませんか。

「農地の維持管理（草刈り等）が行われていない又は、その痕跡がない」というのが2号のほうにもあるし1号のほうにも、同じ基準が違ふところにあるというのはおかしいと思ひます。

板花局長補佐 こちらについては、2号のほうにも「維持管理が行われてない又は、その痕跡がない」、1号のほうにも「維持管理が行われてない又は、その痕跡がない」、確かに遊休農地のところはでは共通しているということで、両方表示をしております。

その違いとしましては、丸があるんですが、2号のところは、一番下のところに通常の農作業の範囲、つまり通常の有しているトラクター、耕運機等の作業で耕作の再開ができる程度の割と程度の軽い遊休農地、こちらは2号になる。

その下のA、1号遊休農地とA分類が同義語になりますけれども、Aのほうは、木や根の広がる作物が繁茂しているということで、その下のところですね。抜根、整地等専門的な再生作業によりまして耕作の再開が可能ということで、つまり通常の農家が有しているトラクター等ではちょっと歯が立たない程度のものをA、つまり1号遊休農地というところで、そこでちょっと区別をしているということで、最初の部分は確かに同じということで、維持管理が行われてないとか、その痕跡がないというのは同じになっておりますけれども、その次のところでちょっと区別をするということをお願いしたいということでございます。

議長 どうですか、百瀬委員。

百瀬（芳）委員 そうすると、1号遊休農地というところでは、作物の作付がないということと、農地の維持管理が行われていないということは考えなんでもいいということ。

議 長 それは基本。遊休農地がそういう状況になっている中で……

百瀬（芳）委員 それは2号のほうに入るという解釈でいい。

議 長 トラクターや耕運機で耕作が可能になるのが2号遊休農地であって、それから1号の遊休農地、それからA分類については、木や根の広がる植物が生い茂っていると。それから、抜根、整地等が必要な、再生作業が必要であるという、この違いで理解してもらえばいいじゃないかね。

百瀬（芳）委員 だで、作物の作付がない、維持管理が行われていないということは、2号遊休農地のほうに入るという解釈しといていいね。

議 長 補佐。

板花局長補佐 そういう考え方で結構です。最初の丸、1番目の丸と2番目の丸、最初の丸2つについては、1号と2号の区分の判定材料にはならないということですが、3番目以降のところでは区別していただきたいということですが、よろしくをお願いします。

議 長 いいですか。

百瀬（芳）委員 はい、いいです。

議 長 ほかにどうですか、この調査につきまして。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようです。  
本件につきまして、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は了承をされました。  
現体制では最後の利用状況調査となりますが、それぞれ地区内での日程調整を行っていただき、調査を計画的に進めていただくよう協力をお願いいたします。  
次に、協議事項2、平成30年度違反転用への適正な対応に係る実施方法について、事務局の説明をお願いいたします。  
齋藤係長。

齋藤担当係長 それでは、26ページ、27ページをお願いします。

今年度も違反転用の適正な対応に係る実施方針ということで、ただいま板花補佐のほうから説明ありましたけれども、利用状況調査にあわせて違反転用の確認もお願いします。

大きい3番の(2)番です。昨年度、35件、59筆、約6町歩の違反転用ということで確認をさせていただきます。

先ほど、利用状況のこのカラーの印刷のものをちょっと見ていただきたいんですけども、本日お配りしている地図、パトロールで回る地図、赤色に塗りつぶしたところが違反転用農地になっています。プラス、ちょっとここに記載漏れなんですけれども、黄色い丸いシールが張ってあるところも各地区にあるかと思えます。ですので、すみません、赤い色のところと黄色い丸いシールが張ってあるところが、今現在、こちらで把握している違反転用地ですので、まずそこは確認していただいて、今、どんな状況になっているか、是正されたのか、相変わらずなのか確認をお願いしたいのが1点でございます。

もう一つは、新たにまた違反転用というようなものが確認をされてしまったというようなところについては、この利用状況調査票の新規分というのがついているんですが、そこに、ちょっと違反転用の判断区分はないんですけども、違反転用とか、Eとかというような形で記入していただいて、またこちらのほうへ報告をしていただければと思います。

違反転用なのか、農業用施設で許可なり届け出があるか、ちょっと不明な場合については、またその都度事務局、各地区の大内、阪本、担当しますので、許可あるかとか、届け出になっているかという確認はその都度していただいてもいいかと思えますので、よろしくをお願いします。

ですので、赤、黄色シールついたところの状況を見ていただく。プラス新規に出ているものの報告をしていただくという形で、よろしくをお願いします。

なお、違反転用のまた是正指導等については、また農業委員さん中心に個別に行っていただきます。すぐに是正されればいいんですけども、ちょっと時間かけてやっていただくというようなものがありますので、また委員さん切りかえ等あるかと思えます。また新しい委員さんに引き継いでいかなければいけないものについては、すみませんけれども、各地区のほうで引き継ぎ等行っていただいて、引き続きの是正指導をお願いしたい、そのように思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長

ただいまから質疑を行います。  
発言のある方の挙手をお願いいたします。  
委員。

柳澤委員

地図の見方をちょっと教えていただきたいと思えます。  
赤だ、青だはわかりました。それで、赤で枠を囲ってあったり、青で枠を囲ってあったりするときがありますが、これはどういう内容になりますか。

議 長 齋藤係長。

齋藤担当係長 あくまでも違反転用については、赤色と黄色いシールが張ってあるものです。枠囲いについては、すみません。赤色と黄色いシールが違反転用です。その枠については、田畑の境の境界の線だということですので、よろしくをお願いします。

柳澤委員 それで、じゃ青は、じゃこう見ると田んぼですね。黄色の枠はどういう表示になりますか。

齋藤担当係長 すみません、枠でいきますと、ただの枠だけでいきますと、黄色の枠、これは地目が畑です。青が田んぼです。すみません。黄色が畑です。赤が宅地です。いいですかね。

柳澤委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議 長 ほかにありますか。  
上條委員。

上條（萬）委員 ピンクの囲いは……

齋藤担当係長 後で確認して連絡します。

議 長 今、上條委員から質問ありましたが、ちょっと今、調べてきますので、いづれにしても、本件について、こういう形で実施をしていただくということに賛成いただける方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は了承をされました。  
事務局の説明、利用状況調査とあわせまして協力のほどお願いいたします。  
続きまして、協議事項3、農地法施行規則第17条第2項の規定に基く別段面積の設定について、事務局の説明をお願いいたします。  
齋藤係長。

齋藤担当係長 すみません、昨年度より若干ことしは取り組みが早いんですけども、また各地区の下限面積、別段面積の設定につきましてお願いをしたいと思います。

2番の（1）番でございます。農地の設定ということで、主に中山間地域内の農地ということで設定を考えてございます。ただし、ここ2年間、別

段面積の設定をしました。遊休化のおそれがある農地だとか、新規就農者の方でも何とか復元ができる農地であって、土地の所有者等が売る意思があるというようなところで、今、別段面積設定してございます。

恐らく、もうほとんど、別段面積として挙げられるところは、ほとんどもう設定してございます。ですので、今年度につきましては、土地の所有者さんなり、管理をしている方が、この農地、もう管理できないもんですから、誰か取得していただけないかという具体的な委員さんなりに相談があったところを事務局のほうに上げていただきたいと思います。挙げていただいたところで、じゃ別段でやれるかどうかということで、また協議をしたいと思います。

きょう現在、事務局のほうへ直接所有者なり代理人の方がぜひということで相談を受けているのが、入山辺と内田です。その農地につきましては、もう既に地図を委員さんのほうに渡していますので、また利用状況調査にあわせて、その農地が別段面積としてのせられるかどうかというのをまた見てきていただいて、報告いただきたいと思います。

内田、入山辺ですので、もう中山間であるというようなことはいいですので、新規の方がそこへ入って耕作ができるかどうかというようなのを見てきていただければと思いますので、よろしくお願いします。

ですので、今回はもう具体的に所有権移転なり、もう所有者の意思があるもので、委員さんに相談に来ているものを中心に挙げてもらいたいと思います。

結構多いのは、こっちへ、松本市のほうへ空き家を利用して住みたい。ただ、農地もあわせてじゃないと売ってくれないよというケースがあると思います。それにつきましては、隣の農地も別段であわせて取得できる、できないかというような相談があれば、またそれも相談していただければと思いますので、お願いします。

別段面積、下限面積、ちょっとまた混乱しちゃうと思いますので、29ページのほうにちょっとおさらいの意味で、もう一回ちょっと基本的なところを確認をしていただきたいと思います。

29の4番ですね。参考ということで、農地の権利移転に係る下限・別段面積の取り扱いでございます。

まず、(1)番ですね。農家資格がある農業者が行う権利設定ということで、まずアです。これは所有権移転です。主に農地法3条の所有権移転でございます。このアにありますように、これは各地区の下限面積20から50アール、各地区によって違いますけれども、これは農業経営、下限面積の農業経営が必要でございます。

(イ)です。下限面積につきましては、下限面積につきましては、その動かす農地の面積も含めて考えますので、所有権移転する農地をプラスすれば、例えば5反歩要件になるということであれば、3条のほうの権利が得られるということですので、よろしくお願いします。

(ウ)は余り考えなくてもいいんですけども、賃貸借等の設定、市街化区域の農地が考えられるということなんですけれども、今はもう利用権設



定で所有権移転します。ただし、市街化区域については、農地法3条の賃貸借しかできませんので、この市街化区域で賃貸借やる場合については、この下限面積というのはついてきますので、お願いします。

次、イです。賃貸借権・使用貸借権の設定です。

これにつきましては、今申し上げました(ア)と(イ)と同様でございます。通常の賃貸借、使用貸借をやる場合については、各地区の下限面積が必要になります。

(イ)につきましては、市街化区域の農地は対象外になります。これは農地法3条による手続になりますので、お願いします。

次、大きいウです。農業経営基盤強化促進法に基づいた賃貸借権等、これにつきましては、下限面積の撤廃を松本市は行ってございますので、農業経営基盤促進法、要は利用権設定をやる場合につきましては、下限面積の撤廃をしておりますので、各地区の面積、下限の面積は必要ないということでご理解をお願いしたいと思います。

毎年、各地区の下限面積の見直しを松本市でもやっているんですけども、昨年ちょっとありましたけれども、もう利用権設定をすれば下限面積撤廃になっていきますので、もう各地区の下限面積はもう見直しは昨年もしなかったというような経過がございますので、ご確認をお願いします。

次、エです。これが今回、3年目になりますけれども、別段面積設定農地の所有権移転でございます。

この別段面積設定農地につきましては、各地区の下限面積は関係ございません。その1筆を下限面積としますので、(ア)に書いてございますように、各地区の下限面積要件は必要なし。1筆ごとで所有権移転を行えるものでございますので、この1筆ごとやれるかどうかというのは、別段面積に加えられるかどうかということで相談をかけていただければと思います。

ただし、先ほど申し上げましたけれども、この別段面積については、あくまでも所有者の方が、譲る意思がないと最終的にできませんので、所有者の方の意思確認のもと、別段面積に設定するというようなことでお願いします。

恐らくそういった相談で、ここに米印で書いてあるんですけども、農業委員さん、ちょっと仲介で入ってくれというようなこともあるかと思えます。ただし、単価的なものについては、余り口を出すと、トラブルのもとになるかと思えますので、単価的なものはちょっと答えないようにしておいていただいたほうがいいかなと思えますので、よろしくをお願いします。

ですので、通常の農家資格のある方の所有権移転は、各地区の下限面積が必要です。ただし、別段面積の農地については、1筆からでも動かせますよ。利用権設定、農業経営基盤強化法に基づく利用権設定であれば、下限面積の撤廃になっていきますということで、ご確認をお願いしたいと思います。

次、(2)番です。じゃ、農家資格がない方が権利設定をするにはどうすればいいかというようなことでございます。

農地資格がなければ、農地を取得することはできません。ですので、上記、

今申し上げたアからエの要件を確認してもらって、新規就農の届出書、要は新規就農にまずなってもらわなきゃいけないです。ですので、この上、一番多いのは、農業経営基盤強化促進法に基づいた賃貸借設定、こことこの農地を借りてリンゴをつくる、ブドウをつくるから、ぜひ新規就農者になってくれという計画書を出していただいて、まず新規で農業者になってもらうというのが第一歩かなと思います。

当然、この利用権設定で面積をふやすことができれば、地区の下限面積に達することができますので、その後、借りているところを所有権で移転できるというような手続になるかと思います。

ですので、意欲的に農業経営を規模拡大していく方については、出発で所有権移転できなくても、まず利用権で、貸し借りで経営をしていただいて、その後、それぞれのところを所有権移転していただくというようなことが主になってくるかと思いますので、よろしくをお願いします。

ちょっとその下、ちょっと米印で書いてある、注意書きで書いてあります。ただし、うちの事務局で、代理人さん、不動産屋さん多いんですが、住宅、倉庫等の建設が目的である就農者というようなことで書いてございます。要は、農家資格が得られれば、住宅なり農業用倉庫、建てれるというようなことで、不動産業者は承知していますので、これ目的で農業者になる可能性がある場合がありますので、この辺はまたちょっと注意をしていただければと思います。

農業用倉庫につきましては、事務所兼資材置き場に化けますし、農家住宅で住宅を建てただけけれども、その後、転売をさせてしまう。知らなくて、そこで住宅を買った方が、増築もリフォームもできない。それはなぜかというと、農家住宅の用途で建ったただけけれども、一般の方がそこを買ってきてしまったと。その後何もできないというようなことがトラブルの原因になりますので、あくまでも純粋に農業をやりたいというようなことで新規就農というようなことでお願いしたいと思います。

今申し上げましたけれども、アとイにつきましては、アについては、例え新規就農者になっても、その後、農地を所有することができるよと。面積を借りてふやせば、面積はふやして、所有権移転できるよというのがアに書いてございます。

イにつきましては、いや、経営はそんなにしたくないと。家を買って来たただけけれども、その隣の農地だけ、せんぜ畑なり家庭菜園にできればいいよという場合については、別段面積に設定をしていただいて、新規就農の届け出をしていただく。そして、そこを1筆だけ取得をして、家庭菜園なりをやっていただくという方法が別段面積というようなことで記載してございますので、もう一度すみませんが、ちょっとわかりづらくて申しわけないですが、確認をしていただいてお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

今、17条2項のこの別段面積について、齋藤係長からちょっと詳しく具



全員賛成ということでございます。原案のとおり承認することといたします。

どうか農業委員の皆様は、この制度を活用して実績を上げていただきたいと考えておりますので、委員各位のご協力をご理解をお願いいたします。続きまして、報告事項に入ります。

まず、報告事項 1、4 月定例部会の報告として、農地部会の報告をお願いいたします。

上條部会長、お願いします。

上條（陽）農地部会長 それでは、30 ページをごらんください。

4 月の定例農地部会の報告を申し上げます。

4 月 27 日開催の農地部会において、議案 18 件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、農地法第 4 条及び第 5 条の許可、承認案件につきましては、4 月 20 日に岡村時則委員及び伊藤修平委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、4 月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、報告事項 2、主要会務報告であります。31 ページのとおりでありますので、ご参照いただきたいと思います。

昨日のですね、私、県の国会議員の要請活動を参議院の議員会館で 4 時から行ってまいりました。長野県の農業委員会会長さんが、78 名出席をいたしまして、地元の長野県の国会議員の先生方、  
さんはきのうの参議院で何かもめていたらしくて、幹事長をやっておられるもんで、ちょっと出席していただけなかったわけですが、ほかの国会の先生方は全員ほとんど出席をしてくれて、3 分くらいの話をしていただきました。

やはり問題というか、それぞれ発言があったわけですが、一番とりとめのないのは、民進党ですか、民社党ですか、その辺の人たちがいっぱいいるわけですが、どこに所属しているかわからないし、私は無所属ですとか、何か知らないですけども、それで農業にかかわる発言も、何か抽象的なことしか言わないというようなことで、佐久の会長さんが、もうちょっと仲よくやりましょうなんていう発言がありましてやったところですが、  
さんにしても、  
さんにしても、ここの  
さんにしても、こういう方向で農業の改革にかかっていくというようなことを言っておられましたが、  
さんに至っては、逃げていくような格好で帰ってしまいましたし、あの辺が何か党が幾つあるか知りませんが、何かばらばらな状態でのきのうの国会の要請懇談会でありました。これはごらんいただければと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他に入ります。  
最初に、松本市農業改良普及センターからの情報提供をお願いいたします。  
小川課長補佐さん、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） 普及センター、小川と申します。よろしく申し上げます。

お手元にお配りさせていただいたんですけれども、新長野県農村女性チャレンジプランができ上がってまいりましたので、お配りさせていただきました。詳細につきましては、後ほどごらんいただければと思うんですけれども、今回から全農業委員さんにもこちらのパンフレットをご理解いただきますよということ、全県お配りするよう形になっております。プランの趣旨にございます農村女性の皆様がさまざまな場面で活躍できますよう、引き続きご理解、ご支援のほどよろしくをお願いいただければと思います。

それと、もう一つ、左肩をとじました毎月出しております農作物の生育概況、気象表等につきましては、また後ほどごらんいただければと思いますけれども、その最後のところに、ちょっと時期が過ぎてしまっておりますけれども、5月18日に県のほうから1つ出てるんですけれども、北陸新幹線のほうで農業用ビニールの飛散がございまして、JR東日本からちょっと苦情が来ておりまして、またこのような状況にならないように、またよろしく申し上げますというような注意喚起の通知が出ておりますので、そちらのほうも沿えさせていただきました。

私のほうからは以上とさせていただきますけれども、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

次に、私ども、任期も8月で終わるわけですが、毎年この時期に実施をしております7月31日のこの総会の後、いわゆる任期満了のお別れ旅行というふうな形で行っているわけですが、ここにちょっと資料もございまして、まず皆さんにこのお別れ旅行をやるかやらないかということをお諮りをしたいと思いますが、やったほうがいいじゃないかという方の挙手をお願いいたします。

[ 多数挙手 ]

議長 賛成者多数ということでございますので、この計画をさせていただきますので、このお別れ旅行をやっていきたいと思うわけでございます。よろしく申し上げます。

そこで、板花補佐、お願いします。

板花局長補佐 それでは、きょう、当日配付ということでお配りしております左肩1カ所どめの任期満了お別れ旅行についてということでございます。

要旨に書いてあるとおりでございますので、ご確認ください。

実施するという事で、企画内容の案でございますけれども、実施日は7月31日から8月1日ということになります。7月の定例会が終わって、午後から行くということでございます。ですので、7月31日は午前9時半から始めまして、部会は11時から、それでお昼を食べてすぐ出発するという事になります。8月1日は夕方松本に帰ってくるという内容でございます。

希望先調査ということで、出していただきたいと思います。行く行かないは別としまして、どこがいいかという希望でございます。きょうの部会終了時まで事務局にご提出ください。最後のページにありますので、それをちぎって出していただければと思います。どうしても出せない方は、6月6日までということをお願いいたします。

プランの内容は2つほど立てております。氷見のプランと岐阜のほうの長良川の鵜飼いというようなプランがあります。泊まる場所は、両方ともホテルということでございますが、夕食は氷見のほうは民宿で海の幸を味わえるというようなことでございます。長良川は鵜飼いということでございます。希望先を出していただきたいということでお願いします。

続きまして、議案と一緒に配付したものでございますが、農業委員会、農業者年金協議会の総代会の開催ということでご案内をしております。

6月6日、午後2時からということで、Mウイングのほうで6階ホールのほうでやるということで、池田六之助先生とか、内容についてはご案内のとおりでございます。

きょうじゅうに出欠席報告書、それから欠席される方は委任状をぜひお出しくださいませようお願いいたします。

なお、懇親会にご出席の委員は、会費500円となりますが、当日受付でお出しいただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

それから、3点目でございます。こちらも本日配付をさせていただいた資料になりますが、一般社団法人松本農業開発センターということで、こちらの第6回通常総会、こちら、6月20日、午後3時からということで、ハイランド農協のほうになります。農業委員会の委員は会員になっておりますので、ぜひ都合のつく委員は出席をお願いしたいと思います。

もし欠席する場合は、委任状を提出していただきたいというお願いでございます。もし欠席されることがわかっておられる場合は、本日中に事務局へ欠席する場合は委任状を添付してございますので、ご提出をいただければと思います。

最後でございます。本日の農業委員会懇親会、5時45分からとなっております。松本ホテル花月、梓の間で行います。時間までにお集まりいただきたいと思います。市長から議長、経済地域委員長も出席予定で、総勢60人の予定でございますので、よろしく申し上げます。

会費については、6月の報酬から差し引きとなりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

すみません。もう一点、先ほど上條委員のほうからご質問がありました地図のこのピンクの枠線は何だというご質問についてですが、こちら、登記地目が山林の筆界がピンクの枠線で示してあるということで、登記地目が山林になっているものだと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

任期満了のお別れ旅行、それからその他につきまして、何か皆さんで質問ありましたらお願ひをいたします。

ぜひできるだけ希望先の調査書をきょう出していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そのほか委員の皆様で何かございましたら、発言をお願ひをしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長

ないようです。

以上で本日用意いたしました案件は全て終了いたしました。

ここで議長を退任をさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 20番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 22番

\_\_\_\_\_

平成30年5月

# 農地部会議事録

松本市農業委員会



平成30年5月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成30年5月31日(木)午後4時05分から午後5時30分
- 2 場 所 東41会議室
- 3 出席委員 19人 1番 森田 大樹  
2番 青木 秀夫  
3番 上條萬壽登  
4番 赤羽 隆男  
5番 上條 陽一  
6番 上條英一郎  
7番 塩原 忠  
8番 太田 辰男  
9番 柿澤 潔  
10番 岡村 時則  
11番 伊藤 修平  
12番 上條 信  
13番 百瀬 道雄  
14番 菅野 訓芳  
15番 上條信太郎  
16番 小沢 和子  
17番 古沢 明子  
18番 柳澤 元吉  
19番 丸山 敏郎
- 4 欠席委員 1人 20番 赤羽 米子
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命  
〔議事録署名委員〕 9番 柿澤 潔 委員  
10番 岡村 時則 委員  
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

## 9 議 事

### (1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第20号～21号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件  
議案第22号～23号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件  
議案第24号～29号
- (エ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
議案第30号～36号
- (オ) 農用地利用集積計画の決定の件  
議案第37号～第38号
- (カ) 農用地利用配分計画案の承認の件  
議案第39号～40号

### (2) 報告事項

- (ア) 非農地証明の交付状況
- (イ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (ウ) 競売(公売)農地に係る買受適格者証明の交付状況の件
- (エ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (オ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (カ) 農地法第5条の規定による届出の件
- (キ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	〃	高橋千恵子
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 事	川嶋 遥
		〃 西部農林課農政担当	主 査	上條 裕之

## 11 会議の概要

議 長                    それでは、早速議事に入りたいと思います。  
議案第20号から21号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、  
2件につきまして上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
高橋主査、お願いいたします。

高橋主査                それでは、議案書2ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案第20号、島内 - 、現況地目、田、1,153平米を島内の  
である が農業経営規模拡大のため、売買により  
所有権移転をするものです。

続きまして、議案第21号、島内 - 、現況地目、畑、483平  
米を島内にお住まいの さんが農業経営規模拡大のため、売買によ  
り所有権移転をするものです。

以上の2件については、許可要件を全て満たしていることをあわせて申し  
上げます。

よろしく願いいたします。

議 長 それでは、初めに議案番号第20号から、地元の委員さんの意見というこ  
とで、島内でございますので、菅野委員さんの意見をお願いいたします。

菅野委員 20号も21号についても、地元の委員で見てきまして、 さんも  
さんもしっかり農業をやっておりますし、 さんは特に大勢人  
を使ってやっていますので、いいと思います。

議 長 それでは、議案番号第20号につきまして、他の委員さんで質問、ご意見  
等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第20号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙  
手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第21号でございます。これも島内ござ  
いますので、菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員 今、話をしたように、 さんのほうも立派に農業やっておりますの  
で、いいと思います。

議 長 それでは、議案番号第21号につきまして、他の委員さんで質問、ご意見  
等がございましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第21号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙

手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案第22号から23号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件につきまして上程いたします。  
なお、議案番号第23号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請案件と関係がございますので、関係する議案番号第26号も含めて説明及び質疑等をお願いし、議案番号第26号は後ほど説明及び質疑は省略し、集約のみ行いますので、ご了承をお願いしたいと思います。  
それでは、事務局から一括説明を求めます。  
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、議案書の3ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号第22号、新村 - 、現況地目、田、127平米、1筆に新村にお住まいの さんが駐車場を新設する計画です。農地区分では1種であります。既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。  
続きまして、議案番号第23号と農地法第5条の規定による許可申請承認の件、第26号につきましては、同時申請案件ですので、あわせてご説明いたします。  
さん、 さんが農家住宅を新築するための一連の申請です。  
議案番号第23号、新村 - 、現況地目、畑、148平米、1筆に新村にお住まいの さんが農家住宅を新築する計画です。松本市役所新村出張所に近く、利便性の高い場所です。農地区分は3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。  
あわせて4ページをごらんください。  
議案番号第26号、新村 - 、現況地目、畑、148平米、1筆に新村にお住まいの さんが農家住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分は、先ほどの説明のとおりです。  
なお、各案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。  
以上、2件、2筆、275平米になります。よろしくようお願いいたします。

議長 それでは、議案番号第22号から進めて生きたいと思っております。最初に地元の委員さんの意見ということで、新村でございます。柳澤委員さん、お願いいたします。

柳澤委員 場所は、新村の158号線の大きい交差点ありますが、それを北へ、梓川のほうへ、 通りの西側になります。この さんの自宅があるわけで

すが、ちょっと狭くて、車が5台置きたいとか言っておりましたが、なかなか自宅の敷地では置けないということで、今回、ご自分の畑にしている土地があります。そこを転用して駐車場にしたいということで、見てまいりましたが、周りは住宅で他の農地に影響するような場所でもございませんし、変形した農地として、使い道もなかなかないようなところですので、問題ないじゃないかと見てまいりましたので、お願いいたします。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員の意見を申し上げますということでございますので、今回は上條信委員さんと百瀬道雄委員さんのお二人で見てもらいましたが、どちらか。それでは、百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬委員 22日に上條さんと事務局で見てまいりました。今、写真に写っていますけれども、現状見るときれいになっているのでいいと思いますし、先ほど地元の委員さん言われたとおり、住宅と道路に囲まれている場所ですので問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。  
はい、どうぞ、青木委員さん。

青木委員 写真を見ると、何か田んぼらしくないんですが、現況地目、田んぼって書いてあるんですが。

議長 柳澤委員わかりますか。

柳澤委員 昔、田んぼをつくっていたと思います。

青木委員 つくってはないけれども、一応田んぼとしているという解釈ですかね。

議長 いいですかね。  
ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号23号及び26号でございます。これも新村でござ

います。それでは、柳澤委員さん、地元の意見をお願いいたします。

柳澤委員

農家の住宅を建てかえるという内容ですが、その屋敷の中に農地があるわけですが、ちょっと今の宅地では狭いということでございまして、隣接する農地の一部を宅地にして、そこへ住宅と駐車場というような使い道にしたいという希望です。

これ、写真はきれいに撮れておりますが、もう古いうちも壊したりして、更地になっておりますが、片側が、この写真で言いますと、右側が道路になっております。それで、左側が隣の田んぼになるわけですが、そこへは建物は建てないというふうな計画になっております。

周りは既に住宅に囲まれておりますし、北側だけ田んぼがありますが、そこに迷惑にならないような配置になっておりますので、問題ないということで、お願いしたいと思います。

以上です。

議長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬委員

新村の支所のちょっと西側のほうなんですけれども、上高地線の北東の200メートルくらい南の位置なんですけれども、先ほど柳澤委員が言ったとおり、北側のほうには自分のところの畑があって、その向こうに田んぼがありますが、田んぼには影響がでないような計画になっておりますのでいいのではないかと思います。

議長

それでは、他の委員のさんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第23号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、議案番号23号につきましては原案どおり承認するものと決定いたします。

それでは、続きまして議案番号第24号から29号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件につきまして上程いたします。

なお、先ほど申しましたように、議案番号第26号につきましては、質疑は終了しておりますので、集約のみ行いますので、その旨よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
阪本技師、大内主査、よろしくをお願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の4ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号第24号、島内 - 、現況地目、田、396平米に島内にお住まいの - さんが農家分家を新築する計画です。農地区区分は1種ですが、土地改良法に基づく非農用区域に設定されているため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号第25号、島立 - 、現況地目、畑、118平米、1筆に井川城にあります - が駐車場を新設する計画です。中央自動車道松本インターに近くて利便性の高い場所です。農地区区分は3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

議案番号第26号は、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、議案番号第27号、梓川梓 - 、現況地目、畑、416平米、1筆に里山辺にあります - が駐車場を新設する申請です。農地区区分は1種であります。位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、議案番号第28号、梓川倭 - 、現況地目、畑、279平米、1筆に梓川にお住まいの

さんが駐車場を新設する計画です。農地区区分は1種であります。位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

大内主査

続きまして、議案番号第29号です。会田 - 、現況地目、畑、240平米に会田にお住まいの - さんが一般住宅を計画したものです。農地区区分は2種ではあります。位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、各案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、6件、6筆、1,597平米になります。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、初めに議案番号第24号でございます。地元の委員さんの意見ということで、島内でございますので、それでは菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員

この場所は、県道倭北松本停車場線の中央橋という橋が梓川にかかっていますが、そこから300メートルくらい南のほうです。この写真で見ると、左が道路で、手前も道路なんですよね。それで、土地改良のときに、ここへ農家分家を出すということで用意をした農地です。周り等みても何ら影響はないんじゃないかと、こういうふう判断をしております。お

願います。

議 長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いいたしますということでございますので、上條委員さん、お願いいたします。

上條信委員 今言われたとおりであります、手前の三角のこちらの手前のほうだけが田んぼに面しているというふうなことで、住宅の建てる状況を聞いてみると、向こう側の奥のほうへ家を建てるというようなことでありますので、日照とかそういった問題もないだろうという判断をしてきました。  
以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号25号でございます。島立でございますので、上條委員さん、お願いいたします。

上條信委員 ごらんのとおり、非常に細長い土地で、手前と左側が道路、右側が住宅、奥が駐車場、というようなところで、ほかに利用のしようがないということで、農地としてはほかに与える影響は全くないというふうに思いますので、願います。

議 長 それでは、現地確認をしていただきました委員さん、百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬委員 上條さんが言ったとおりで、向こう側にちょっと畑が細かくあるんですけども、駐車場ですから、別に影響はない、全然ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]



議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第25号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号26号でございますが、既に説明をし、質疑等が終了しておりますので、直ちに集約していきたいと思います。  
それでは、議案番号第26号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第27号でございます。地元の委員さんの意見ということで、梓川でございます。古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員 この場所は、元 さんという があった土地なんですが、今、写真だとちょっと平らに見えるんですが、すごい傾斜です。それで、上の奥に行くには、もう本当に3メートルくらい土手がありますかね。物すごい傾斜になっていまして、その傾斜は、木を植えないと土砂崩れになるんじゃないかという場所です。それで、この場所は、駐車場をつくるにしても、向かい側が土手なので、土砂崩れに注意しながら駐車場をつくらなくてはいけないなというような感じを受けてまいりました。  
そのような場所ですので、周りには影響がないと思いますのでお願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。それでは、上條委員さん、お願いいたします。

上條信委員 言われたとおり、山みたいなもんですけれども、わずか平らな所を畑ということで管理されてたというふうな状況です。申請の駐車場ぐらいしかできないというような感じで見えてまいりましたんで、影響とかそういうものは全くないと思います。  
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第28号でございます。これも梓川でございますので、古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員 これは、大野田梓橋停車場線沿いです。地籍の というところがあるんですが、場所的にはわかりづらい場所です、中へ行ってみると、施設がございます。これが さんという方が経営していらっしゃるということです。そこを渡って入っていきますと、駐車場になっているんですが、これが10台くらいとまれるようなスペースがありました。それで、その奥が、今、花が植わっていますが、そのところを駐車場として車を置きたいということで、場所的に、周りに何も影響がないかなと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。上條委員さん、お願いいたします。

上條信委員 言われたとおりでありまして、第1種農地でありますけれども、1種というのは、あの奥に木が2本立って、あの向こう側、道路を挟んで向こう側が農地ということで、1種と判断したようですけれども、現状、1種でも何でもないというような感じでありますので、可能というか、いいという判断をしてみました。

議長 それでは、他の委員さんで質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 いいですかね。  
それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第28号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第29号でございます。地元の委員さんの意見ということで、会田でございます。伊藤委員さんお願いいたします。

伊藤委員 場所は、四賀の会田で、あそこに という があるんですけども、そのところをずっと上っていくちょうど中間地点なんですけれども、この さんは長男で、一緒に家族と同居しているわけなんですけれども、子供が大きくなってきたりして、ちょっと手狭になってきたということで、自宅の隣へ新しく新築をしたいということでございますので、お願いをしたいと思っております。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員 道路と家に囲まれて、南と北側が畑がそれぞれあるんですけども、段差がすごく高いんで、影響という面ではないだろうというふうに思っていました。

議長 それでは、ほかの委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第29号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第30号から36号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、7件につきまして上程いたします。  
それでは、事務局から説明を求めます。  
高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、議案書6ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。  
議案第30号、井川城にお住まいの さんが井川城 丁目  
- 、現況地目、畑、394平米外3筆、合計2,158平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第31号、島内にお住まいの さんが島内  
- 、現況地目、田、1,206平米外3筆、合計8,400平米に

ついて承認を受けるものです。

また、島内 外 2 筆、7,194 平米につきましては、特定貸付を行っています。

続きまして、7 ページ、議案第 32 号をお願いします。島内にお住まいの さんが島内 、現況地目、田、2,135 平米外 1 筆、合計 5,171 平米につきまして承認を受けるものです。

続きまして、議案第 33 号、小屋南 丁目にお住まいの さんが小屋南 丁目 - 、現況地目、田、312 平米外 2 筆、合計 7,843 平米について承認を受けるものです。

続きまして、8 ページ、議案第 34 号をお願いします。岡田町にお住まいの さんが岡田町 - 、現況地目、田、32 平米外 3 筆、合計 7,059 平米につきまして承認を受けるものです。

続きまして、議案第 35 号、これも岡田町にお住まいの さんが原 - 、現況地目、畑、746 平米外 2 筆、合計 2,463 平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案書 9 ページ、議案第 36 号をお願いします。岡田松岡にお住まいの さんが岡田松岡 、現況地目、田、1,822 平米外 2 筆、合計 4,741 平米について承認を受けるものです。

また、岡田松岡 , 822 平米につきましては、特定貸付を行っています。

以上 7 件になります。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案番号第 30 号につきまして、地元の委員さんの意見をお願いしますということでございます。井川城でございますので、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 自宅の北側、裏になりますかね。自宅の裏に田んぼ 2 枚と畑が 2 枚ありまして、前回見させていただいたときと全く変わっておりませんでした。田んぼのほうはちょうど田植えが終わったところ、畑のほうはこれから始まるところでございまして、少し作物をつくっておりますんですが、また笑われそうなんですが、松本一本ねぎが定植をされておりました。以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思っております。本件につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第31号でございます。島内でございます。菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員 見てまいりましたが、3筆とも全て田植えが済んでおりまして、あぜ等がきれいに草刈りが済んでおりました。立派に管理をしておりますので、お願いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

ちょっと申し添えますが、この今、議案の下に特定貸付を行っている旨の証明願についても一緒に証明するということなので、今、一緒ということでございますので、それも申し上げておきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

ということで、質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第31号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第32号でございます。これも島内でございます。菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員 島内の のほうは田植えが済んでおりました。それから、  
- のほうは麦が作付されておりまして、あぜ等の管理もしっかりできておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
本件につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第33号でございます。芳川でございますので、それでは私のほうから説明申し上げます。

27日の日曜日に芳川の農業委員の窪田さんと一緒に見てまいりました。場所的には、村井の小屋ということで、等がございしますが、その南側のほうでございます。一番最初の小屋南の - - ですか、これは小さい田んぼでございますが、ここは減反して、野菜等、芋だとか、トウモロコシだとか、レタス等、多分自家用野菜だと思っておりますが、野菜等が植わっておりましたし、あとの小屋南の - と、それからもう一つの - ですね、これ、両方とも大きい田んぼでございます。ここは両方とも田んぼということで、苗がきれいに植わってありましたもんですから、確かに耕作しておりますことを見てまいりました。

以上でございます。

ということで、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第33号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第34号でございます。岡田でございます。地元の意見ということで、岡村さん、お願いいたします。

岡村委員 この35の議案の さんの奥さんが さんでありまして、この田んぼ4筆ですが、岡田 の西側にある田んぼ全て田植えが終わっております。よく管理できております。  
以上です。

議長 それでは、議案番号34号につきまして、質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第34号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙

手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第35号でございます。これも岡田でございますので、岡村委員さんお願いいたします。

岡村委員 畑は、自宅のすぐ南側にずっと地続きで続いているところであります。そこは、 の 栽培でかなり手広く大きく栽培されておりました。そしてまた、 のほうは、ジャガイモだとかネギをつくっております。以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、本件につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第35号でございます。岡田でございます。岡村委員さん、地元の意見をお願いいたします。

岡村委員 さんのここは、田植えが済んでおりました。次に畑ですが、この畑のうちの中に100平米ばかり除外されている場所があるわけですが、これは、 さんの土地へ入る道をつけるということなんです。その道路をつけるに当たって、擁壁を築くわけですが、重機が入るまでの間、そこは手がつけられないということで、今、草が生えて荒れた状態になっておりますが、6月に入れば工事が始まるから、きれいになるということで、それ以外はきれいに耕作されておりました。問題ないと思います。それから、この田んぼでございますが、ここは特定貸付で、もう既に田植えが終わっておりました。以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第36号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。  
それでは、続きまして報告事項に入ります。  
それでは、事務局より説明をお願いいたします。  
高橋主査、お願いいたします。

高橋主査 それでは、議案10ページからの報告事項でございます。  
書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
まず、非農地証明交付状況の件、2件、11ページと12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、15件、13ページ、競売（公売）農地に係る買受適格者証明の交付状況の件、1件、14ページ、15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、17件、16ページ、農地法第4条の規定による届出受理の件、2件、そして17ページ、あら19ページの農地法第5条の規定による届出受理の件、11件、最後に20ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件です。  
以上報告いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの報告事項につきまして質問等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご了解いただきたいと思います。  
続きましてその他ということで、事務局から説明を求めます。  
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、その他の事項です。  
来月の日程につきましてご確認をお願いしたいと思います。  
これは案件があればということですが、最後となります山林化の検討委員会を6月29日金曜日、12時50分から農業委員会室で開催しますので、関係委員の方は、案件あればお願いしたいと思います。  
来月の部会につきましては、6月29日金曜日、午後3時から、場所は第2委員会室です。いつもの角のところですね、行きます。  
それで、次回の農地転用の現地調査は、6月21日の木曜日を予定してい



ます。農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、9番、柿澤委員さん、いかがでしょうか、日程は。

柿澤委員 議会最終日で、申し訳ないです。

大内主査 13番、菅野委員さんは大丈夫でしょうか。

菅野委員 大丈夫です。

大内主査 大丈夫ですか。  
それでは、次ということで、上條信太郎委員さんは。

上條信太郎委員 だめです。

大内主査 だめですか。

上條信太郎委員 はい。

大内主査 では、小沢和子委員さん。

小沢委員 今のところ大丈夫だと思います。

大内主査 ありがとうございます。

小沢委員 6月だよね。

大内主査 6月21日木曜日、9時出発ということで、通知のほうは差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

7月の予定を一応申し上げます。7月24日火曜日を予定しておりますが、柿澤委員さん

柿澤委員 よさそうです。

大内主査 よさそうですか。ありがとうございます。  
信太郎委員さんは。

上條信太郎委員 まだ未定です。

大内主査 まだ未定ですね。一応予定に入れていただければと思います。  
ありがとうございます。  
以上です。

議長 それでは、お二人の委員さん、よろしくお願ひいたします。  
それでは、今、農振部会のほうをちょっと確認してまいりますので、この場で休憩ということで、お願ひいたします。

( 休 憩 )

議長 それでは、議事を再会したいと思います。  
それでは、続きまして議案書の別冊をごらんくださいということで、議案番号第37号から38号、農用地利用集積計画の決定の件、2件につきまして上程いたします。  
本件は、農業振興部会に内容審査を委託してありますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。  
それでは、農業振興部会長より審査内容の報告をお願ひいたします。

川嶋主事 議長、よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

川嶋主事 農政課の川嶋と申します。議事に入る前に申し訳ありません1つ議案について訂正がございますので、お願ひいたします。13ページをごらんください。13ページは中間管理権の集積計画になっておりますが、こちらの番号20番、入山辺 の筆についてですが、こちら、議案作成後、5月25日に取り下げたいという申請がございまして、取り下げることになりましたので、議案から削除していただければと思います。

それに伴いまして、合計欄の数字も変わりますので、15ページをごらんください。

合計の農地中間管理権の設定というところですが、筆数に76筆と入っておりますが、こちら75筆となります。貸付人が46人から45人になります。借り入れは変わらず1人です。面積が13万2,330平米となっておりますが、こちら13万847平米となります。

それに伴いまして、1つ下の合計欄も1筆減ることになりますので、533筆とありますが、532筆、貸し付けが262人から261人、借り入れは113人のままです。面積が91万9,759平米から91万8,276平米と変わります。

認定農業者への集積については、数字に含まれておりませんので、変わりません。

すみません、これが中間管理権の集積になりますので、これに伴いまして、配分のほうも1筆削除することになりますので、17ページをごらんください。

17ページの一番下、11番、入山辺1370とありますが、こちらを削除していただければと思います。

それによって、また配分のほうも合計が変わりますので、19ページをご

らんください。

合計ですが、74筆とありますが、こちらは73筆に変わります。貸し付けは1人のままです。借り入れが29人から28人になります。面積が12万9,890平米から12万8,407平米と変わります。

その下、認定農業者への集積も1筆ずつ減りますので、74筆が73筆、面積が12万8,407平米、集積率は100%のままです。

訂正については以上となります。

議長 　　ただいま、修正の説明がありましたのでご確認をお願いします。  
それでは、議事に入ります。田中部会長をお願いします。

田中農業振興部会長 　先ほど開催されました農業振興部会において、議案第37号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊15ページをごらんください。

一般分については、108筆、18万6,250平米で、内訳は、貸し付け41人、借り入れが24人でありました。円滑化事業分は、177筆、25万8,029平米で、内訳は、貸し付けが88人、借り入れが77人でありました。経営移譲は、2筆、3,439平米でありました。利用権の移転は、156筆、31万2,847平米でありました。所有権の移転は、12筆、2万1,423平米でありました。第18条2項6号関係は、2筆、5,431平米でありました。農地中間管理権の設定は、45筆、13万847平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 　　ありがとうございました。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約したいと思います。  
議案番号第37号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 　　全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。  
それでは、続きまして議案番号第38号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第124条の規定により、森田委員には退室をお願いいたします。

( 森田委員退席 )

議長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 農業振興部会において、議案第38号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

16ページをごらんください。

円滑化事業分は、3筆、2,844平米で、内訳は、貸し付けが2人、借り入れが1人でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第38号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。では、森田委員さん、入室ください。

( 森田委員入室 )

議長 それでは、議案番号第39号から40号、農用地利用配分計画案の承認の件。2件につきまして上程いたしますということでございます。

本件につきましては、農業振興部会に内容審査を委託してありますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 同じく農業振興部会において、議案第39号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

19ページをごらんください。

農地中間管理権設定の関係につきましては、73筆、12万8,407平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、こ

の報告に従って集約したいと思います。

議案番号第39号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認いたします。  
続きまして、議案番号第40号につきまして、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、この件につきまして、委員に  
関係する案件でございますので、森田委員には退席をお願いいたします。

( 森田委員退席 )

議長 それでは、農業振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 同じく農業振興部会において、議案第40号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊20ページをごらんください。

農地中間管理権設定の関係については、3筆、4,598平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。  
議案番号第40号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。  
それでは、森田委員さん、お入りください。

( 森田委員入室 )

上條信委員 ちょっといいかね。すみません。

議長 はい、どうぞ。

上條信委員 私、いつも疑問に思うのがあって、農振部会の議案書と農地部会の議案

書と大体中身は同じわけだ。それで、今も見ると、農振部会の議案書が一番最後の1枚だけが違うだけで、あと全く同じもので、こういうことをどうしても同じものがなきゃいけないものかどうか。

必要ならば、農地部会の議案書はもちろんなきゃいけないもので、それに農振部会の中はこれだけあるよって、何かそういうものがあれば、同じものを、これ見ると20ページだから、枚数にすれば物すごいよ。これだけ終わらせる事務っていうものはものすごいわけですよ。そういうのは検討してもらうことはできないのかね。

議長 どうですか、事務局で。

板花補佐 はい。

議長 お願いします。

板花補佐 農地部会から付託されて、農業振興部会で中身の検討をして、その結果をもって農地部会で議決をしていただいているということで、これまで私が来る前からずっとそういう形でやってきたということで、歴史や経過がある。

昔は農業振興部会で議決をしていたんですが、農業振興部会は議決権を持たないという、あくまでも農地部会の議決が最終議決だということで、では農業振興部会、何をやっていいのかというふうな話になったということで、こういう歴史的な経過があって、それで農業振興部会でも、昔はこれ、全部一行一字一句読み上げてやっていて、やたらに時間をかけていたものを見直したということもありますので...

上條信委員 いや、そのことはいいんだけど、ただ、この資料をこれだけつくるのは大変だから、1冊でできないかということだ。

それで、農業振興部会で検討するというのはわかるから、農地部会でも、この議案書はなきゃいけないわけだ。それだけども、同じものが2部ある必要があるか。共通の資料をもって検討して、紙の削減をしたらどうかということです。

板花補佐 いずれにしても、ちょっとやり方については検討させていただくこととします。

上條信委員 やり方はいいけれども、この資料のつくり方を。

議長 この別冊は、この次第も要らないね。この2枚目の次第。ただ新体制になれば変わるね。

8月以降、部会が廃止になるので、総会一本でやるんだよね。

これからはね、ということでもないけども、できましたら、6月、7月、

このままでお願い。申しわけありませんが、ということでどうでしょう。  
ぜひお願いします。

ほかに、この機会に何かほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長                    それでは、ないようでございます。  
                              どうもありがとうございました。  
                              それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。  
                              それでは、議長を退任させていただきます。  
                              どうもご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉        会        赤羽農地部会長代理

農地部会長                    \_\_\_\_\_

議事録署名人        9 番                    \_\_\_\_\_

議事録署名人        10 番                    \_\_\_\_\_

平成30年5月

# 農業振興部会議事録

松本市農業委員会



平成30年5月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成30年5月31日(木)午後4時08分から午後5時10分
- 2 場 所 大会議室
- 3 出席委員 27人
- |     |     |    |
|-----|-----|----|
| 1番  | 田中  | 悦郎 |
| 3番  | 三村  | 和弘 |
| 4番  | 荒井  | 和久 |
| 5番  | 伊藤  | 素章 |
| 6番  | 竹島  | 敏博 |
| 7番  | 百瀬  | 芳彦 |
| 8番  | 波場  | 秀樹 |
| 9番  | 窪田  | 英明 |
| 10番 | 前田  | 隆之 |
| 11番 | 丸山  | 寛実 |
| 12番 | 忠地  | 義光 |
| 13番 | 橋本  | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬  | 文彦 |
| 15番 | 上内  | 佳朋 |
| 16番 | 細田  | 範良 |
| 17番 | 百瀬  | 秀一 |
| 18番 | 竹内  | 益貴 |
| 19番 | 小林  | 弘也 |
| 20番 | 小松  | 誠一 |
| 21番 | 三村  | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野  | 徹  |
| 24番 | 百瀬  | 貞雄 |
| 25番 | 中島  | 孝子 |
| 26番 | 金子  | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川  | 和宏 |
- 4 欠席委員 1人 2番 萩原 良治
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 19番 小林 弘也 委員  
20番 小松 誠一 委員

〔書記〕青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 報告事項

平成30年度農作業・農業機械標準作業料金

11 その他

市長意見書の取り組みについて

12 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	主 査	上條 裕之

13 会議の概要

議 長 それでは、協議事項に入ります。  
初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前内容審査を付託された議案第37号から38号について審査を行うものです。  
初めに、利用集積計画にのっている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。  
青柳主事。

青柳主事 新規就農者につきまして、農業委員会事務局の青柳から説明いたします。  
資料の21ページをごらんください。  
今月の議案にございます新規就農者ですが、1名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。  
お名前は〇〇〇〇様、ご住所と今回借り入れる農地は共に島内地区、3筆、14アールを借りる予定です。ご年齢は72歳、栽培予定品目につきましては、松本一本ねぎ、ジャガイモの栽培を予定されております。また、農作物の出荷等を行う営農を予定しておりまして、出荷先につきましてはJA松本ハイランド、年間42万円の販売額を見込んでの就農ということになります。それから、農業規模に関して、就農後3年間につきましては現状維持を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。また、農業

経験及び技術取得についてですが、ご両親のもとで30年ほど水稲栽培等を経験されていて、しっかりとした農業経歴をお持ちです。所有農業機械につきましては、トラクター等を所有しているとお話をちょうだいしております。署名につきましては、河野部会長代理、菅野委員からそれぞれご署名をいただいております。また、議案につきましては、4ページの2番、3筆の利用件設定が該当となりますので、よろしくお願いたします。

新規就農者の説明につきましては以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

お世話になります。農政課の川嶋と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

1ページをごらんください。

今回ですが、集積の議案は2号に分かれています。一括して説明させていただきます。

協議事項1、議案第37号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

まず初めに、訂正がございますので、13ページをごらんください。

13ページの農用地利用集積計画の中間管理権設定関係ですが、番号20番の圃場について、こちらが議案を作成した後に、5月25日になりますが、取り下げたいという申し出がありましたので、削除していただければと思います。

それに伴いまして、合計欄も変わります。15ページをごらんください。

合計の農地中間管理権の設定の部分ですが、まず筆数76筆とありますが、これが75筆になります。貸付46人となっておりますが、45人となります。借入は1人で変わらずです。面積が13万2,330平米となっておりますが、13万847平米となります。

続いて、その1つ下の合計も変わります。筆数が532に変わります。貸付261人に変わります。借入は113人のままです。面積が91万8,276平米となります。

訂正は以上になります。

続いて、特記事項でございますので、1ページにお戻りください。

1ページの下、梓川の圃場ですが、借受人の〇〇〇〇、こちら経営面積がゼロ平米となっておりますが、〇〇〇〇は代表取締役が梓川の〇〇〇〇さんで、既に大規模に耕作している農家でありまして、法人化して初めての利用件設定なので、経営面積がゼロ平米となっておりますが、新規就農者としては扱わないものです。

もう一方、4ページをごらんください。

4ページ、円滑化事業分ですが、11番、中山の2筆について、借受人の〇〇〇〇さん、こちら経営面積ゼロ平米となっておりますが、この方は平成28年3月から入山辺の圃場を借りて耕作をしていたという実績があ

りまして、ただ、合意解約等によってたまたま現在は耕作面積がなくなっていて、ゼロ平米となっておりますが、この方も新規就農者というわけではございませんので、ご了承ください。

では、合計欄を読み上げますので、15ページをごらんください。

合計、一般分、筆数108筆、貸し付け41人、借り入れ24人、面積18万6,250平米。

円滑化事業分、筆数177筆、貸し付け88人、借り入れ77人、面積25万8,029平米。

経営移譲、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,439平米。

利用権の移転、筆数156筆、貸し付け82人、借り入れ1人、面積31万2,857平米。

所有権の移転、筆数12筆、貸し付け3人、借り入れ8人、面積2万1,423平米。

第18条2項6号関係、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積5,431平米。

農地中間管理権の設定、筆数75筆、貸し付け45人、借り入れ1人、面積13万847平米。

合計、筆数532筆、貸し付け261人、借り入れ113人、面積91万8,276平米。

当月の利用件設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数152筆、面積23万6,354平米、集積率は30.99%となっております。

続きまして、16ページをごらんください。

議案第38号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

こちらは円滑化事業分のみとなっております。合計、筆数3筆、貸し付け2人、借り入れ1人、面積2,844平米、認定農業者への集積は100%となっております。

協議事項1については以上となります。

議長

ご苦労さまでした。

ただいまの説明について、地元の委員の方から補足説明等ありましたら、お出しをお願いします。

[ 質問、意見なし ]

議長

なければ、ほかの委員の方でこの案件について意見等ありましたら、お願いします。

[ 質問、意見なし ]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第37号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第37号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第38号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第38号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を委託された議案第39号から40号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

農政課の川嶋です。引き続きよろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

17ページをごらんください。

配分の議案は2号に分かれています。一括して説明させていただきます。協議事項2、議案第39号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

こちらも集積と同じ部分が訂正になりますので、17ページの一番下にある配分計画は削除してください。

それに伴いまして、合計欄も変わりますが、19ページをごらんください。

印字されている数字は訂正前の数字になりますので、訂正しつつ合計欄読み上げたいと思います。

合計、筆数74筆とありますが、73筆となります。貸し付けは1人で変わらずです。借り入れ29人とありますが、28人となります。面積が12万9,890平米とありますが、12万8,407平米と変わります。

当月の利用件設定（中間管理権設定）のうち認定農業者への集積ですが、筆数が73筆、面積が12万8,407平米、集積率は変わらず100%となります。

続きまして、20ページをごらんください。

議案第40号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。筆数3筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積4,598平米、認定農業者への集積率は100%となっております。

協議事項2については以上となります。

議長 ご苦労さまでした。  
ただいまの説明について地元の委員の方で何か補足等ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 なければ、ほかの委員の方で質問、意見等あったら、お出しをお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 集約したいと思います。  
議案第 39 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 39 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、議案第 40 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第 40 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項 1、平成 30 年度農作業・農業機械標準作業料金について、事務局から説明をお願いいたします。  
青柳主事。

青柳主事 それでは、平成 30 年度の農作業標準労賃・農業機械標準作業料金の報告ということで、先月ご報告ができなかった松本ハイランド分についてご報告いたします。先月と同様にご報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
平成 30 年度の農作業標準労賃及び農業機械の標準作業料金ですけれども、松本ハイランド分につきまして、昨年度と変更があったものが、表の一番上の 1、農作業労賃のうち、一般作業の部分になります。こちらは、昨年度が 820 円であったものが、今年度は 830 円ということで、10 円値上がりとなりますので、よろしくをお願いいたします。それから、2 番の機

会作業料金の部分の収穫の欄、コンバインの部分になります。こちら4項目に分かれてそれぞれ料金が設定されてございますが、全て税別にして100円値上がりということになります。税込みだと108円値上がりで、個別に言いますと、コンバイン、稲・麦のうちの上の段、税別だと2万800円だったところが2万1,000円、稲・麦の下段のほうは1万8,900円であったものが1万9,000円、大豆・ソバの上の段が税別で1万5,100円であったものが1万5,200円、下段は1万3,400円であったものが1万3,500円にということで、それぞれ値上がりをしてございますので、よろしく願いいたします。

ハイランド分の変更箇所については以上で、それ以外につきましては昨年度と同様ということになりますので、よろしく願いいたします。

それから、先月ご質問いただいたバックホーの作業料金の件ですけれども、こちら、ハイランド農協に基準があるか確認をしましたところ、考え方としては、機械の借上げと、オペレーターの労賃を足したものであるということと回答をいただきました。また、確認できる範囲では平成23年頃から同一の金額設定で、その数字を基礎としているとのこととです。

農作業標準労賃及び農業機械標準作業料金につきましては、説明は以上になります。

議長 それでは、この件について質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいでしょうか。  
各組織で決定をしているものですので、我々の立場としては、これを参考に、それぞれお願いしたいと思えます。  
それでは、議事について、これで終了しますが、その他で何か皆さんのほうからありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 それでは市長意見書の取り組みについての項目に入りたいと思えます。  
市長意見書の取り組みについて、事務局からよろしく願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 本日お配りしましたA3の資料をご確認いただきたいと思えます。  
今月は、松本市の市単事業について、改めて確認をしていただくということで、一覧表を皆様にお配りしてございますので、よろしく願いします。  
まず、1ページ目、こちらは、左に区分がありまして、人づくりですとか、生産振興ですとか、マーケティングの関係というように区分けしてつくった表になります。

人づくりの関係を一つずつ説明してまいりますと、まず 松本新規農業者育成対策事業というものがあります。これは、松本市とハイランド農協両者で営んでいる事業になります。事業概要は、おおむね60歳以下の意欲ある就農希望者に農業研修を3年間実施する。支援資金として月7万円を支給、また農業機械も貸与して、独立した際には格安で払い下げるといったような内容でございます。30年度事業計画ということで、松本市の負担金は653万円。このほかにJAも負担をすることとでございます。29年度末までに35人が修了し、独立して営農されているそうです。毎年、新規で3人くらい採用しているとのこととです。

それから、 番が地域営農リーダー育成塾、いわゆる松本新興塾でございます。こちら、将来の営農リーダーの育成が目的で、1期3年ということで企画をしております。農業委員会会長がこの塾の実行委員会の会長になっております。事業費としましては、こちらは、複数の市にまたがっていて、松本市のほかに安曇野市、山形村が関係してしまっていて、それぞれ管轄のJAからも負担金をいただきながら実施しております。松本市は44万円の負担金です。こちらの事業は平成5年からスタートしていて、29年度までに10期、182人が修了しているとのこととです。

3番目、松本熟年農業大学事業、これは熟年世代の生きがい対策も含む事業でございますけれども、定年後に農業に取り組むことも見据えて、興味のある方に栽培指導を行いまして、補完的な労働力を育成する事業でございます。こちらハイランド農協が主体となって進めていただいている、松本市としては4万円負担金を出しているということとでございます。ちなみに、29年度は、この事業で16人の方が大学に入っており、28年は18人、27年は27人入っているとのこととです。

が未来を担う農業経営者支援事業でございます。こちら、リニューアルして、このような形になっておりますけれども、28年度までは認定農業者支援事業というものでございました。予算額も多く、30年度の計画を見ますと、市の補助金として2,540万円計上しております。昨年度から拡充されまして、取得だけでなくリースも対象にし、女性農業者への支援も新たに始まったということとですので、ご確認をいただければと思います。これはメインとなる事業かと思えます。

それから、 新規就農者支援事業でございます。こちら、年齢制限がございませんが、就農後おおむね3年以内の方、親元就農も対象とするとのこととです。機械等取得の補助で、補助率2分の1、限度額が50万円までとのこととでございます。ただ、市の補助金としましては、農政課と西部農林課を合わせて300万円の枠があるということと、毎年5、6件程度しかこの事業を利用できないので、順番待ちの実態もあるようでございます。

農業制度利子補給事業です。スーパーL資金や農業近代化資金の利子補給ということになります。予算としましては、スーパーL資金の関係が135万円、近代化資金の関係は27万円確保しているとのこととです。

その下、 農作物等災害資金利子補給事業ということで、こちらは平成27年6月の凍霜害等が記憶に新しいところですが、平成25年の4月の凍



霜害、平成26年2月のハウスがつぶれるといった雪害において、災害資金を借り入れしたものに対して利子補給を行っていて、7万円ほど毎年予算があるということでございます。

アグリサポート事業、結の精神ということで、リンゴやブドウなど繁忙期の労働力補完として新聞でもよく出ている事業でございます。利用会員と協力会員ということで、29年度は66戸の農家が利用会員になっていて、協力会員が210人いるとのこと。毎年同じように推移していますけれども、利用会員は29年度が66戸、28年度は69戸、27年度は73戸ということで、若干減少傾向にあります。

農村女性活動推進事業、こちらは松本農村女性協議会傘下の13団体への委託という形で、予算を186万円確保しているということでございます。女性農業者講座の開催等、いろいろな活動の委託になっております。

それから、価格安定対策ということで、農畜産物生産出荷安定対策事業というものがございます。こちらは野菜、花卉、それから畜産といった、いろいろな価格安定対策の関係で、農家掛金の補助をしております。野菜、花卉関係では補助金355万円、補助率は掛金の3分の1を市で補助している。畜産の関係も定額ですけれども、363万円補助しております。

次のページ、生産振興の関係でございます。

畜産の関係がでございますが、高品質畜産物生産基盤確立支援事業ということで、手厚い支援があります。食肉公社の経営安定ということもありますし、屠畜解体費用への補助もあります。酪農ヘルパーということで、酪農家は365日休みをとれないため、ヘルパーを頼むと、1回3,000円、年間12回まで補助していくというものがああります。

それから、松本は信州アルプス牛等、肉用牛もなかなか盛んなところではございますけれども、奨励補助ということで、地元の食肉公社に出してA4等級以上の肉質を確保したものに対して、1頭当たり1万5,000円の補助をしています。県外に出せば、A4以上のものは5,000円程度ということで、肉質がいいものに対して奨励補助があるわけでございます。

それから、果樹共済加入推進対策事業ということで、こちらは果樹共済の掛金の3割を市で補助するというものでございます。ちなみに、塩尻市は3分の1、33.3%、安曇野市は2分の1という補助率ではありますけれども、松本市は30%補助ということで、1,282万円の予算を組んでおります。こちらは、共済が収入保険制度になりますので、今後どうなるか、ということもあるかと思えます。

それから、りんご産地再生モデル事業ということであります。新わい化栽培促進ということで、苗木購入補助を10分の1、市で出しています。

次に、果樹経営者支援事業ということで、果樹棚、リンゴのトレリス、ブドウの平棚といった資材の架設費の10%を市で出しております。

続いて、農地流動化や遊休農地の関係になります。は土地利用型経営規模拡大奨励金ということで、認定農業者等担い手、農地の借り手の方に、10アール当たり3,000円の奨励金を交付しています。こちら、30年度の当初予算は5,151万円ということで、かなりの金額になってい

ます。こちら、27年度までは貸し手と借り手双方に出していましたが、28年度以降は担い手のみに出しているということでございます。また、松本の場合は、毎年奨励金を出していますが、長野市の場合は、利用権設定を結んだ最初の年だけ出しているそうです。長野市の考え方は、中山間地域をより手厚くする方向で、奨励金の単価設定を高目に行っているというお話も伺っております。

それから、その下の消費拡大、ブランド化事業というところで、農作物消費宣伝事業です。こちらは、産地としての認知度を高めるということで、松本産農畜産物のPRをしているということでございます。拡充というところで書いてありますけれども、30年度から全国展開する小売店等へのプロモーション等もやっていきたいということだそうです。また、先ほどの定例会でも松本農業開発センターで消費拡大事業を行っているという話がありましたけれども、そちらの負担金も市で63万円ほど出しているということでございます。

ブランド化推進事業、こちらは成分分析ということで、松本一本ねぎが29年度から栄養機能食品化をしましたけれども、30年度は、さらに第二、第三の松本一本ねぎを見つけないとということで、ほかの農作物にも拡大して成分分析を行っています。さらに松本一本ねぎの地理的表示保護制度GI取得の支援、産地プロモーションということで、伝統野菜等のパンフレット、ポスターの作成費用等で、682万円ほど組んでいます。ちなみに、松本一本ねぎの作付拡大奨励金というものがあまして、10アールでいくらという作付拡大奨励金が28年度から措置されましたけれども、28年度の活用実績は24アール、29年度の活用実績は101アールということで奨励金活用がでございます。

続きまして、一番下の奈川産食材ブランド化推進事業。こちらは特産品開発ということで、西部の中山間地域である奈川地区のソバ、エゴマ、保平蕪の商品開発、あるいは信州の伝統野菜の呈味分析など、西部農林課の独自の予算ということで推進しているところでございます。

最後のページに移りまして、地産地消、食育推進ということで、主にマーケティングの管轄の事業でございます。

地産地消推進会。今年も地産地消懇談会を11月に開催予定と聞いておりますけれども、こういったものの開催費用ですとか、食のカレンダーの作成、配布ということで、160万円ほどあります。

また、地産地消食育推進事業。こちらは農業体験、食育活動ということで、子どもたちへの体験、例えば松本一本ねぎの植えかえ、みそづくり等の加工体験といったもので、230万円ほど予算があります。事業の実施件数とすれば、29年度は13件の事業活用実績があるとのことでした。

が親子農業体験教室。親子を対象とした農業体験教室を開設するもので、実施団体が3団体ございます。30年度の計画は、中山の〇〇〇、島内の〇〇〇〇〇、それから今井の〇〇〇〇〇〇も実施団体になるとのことです。

として、家族団らん手づくり料理を楽しむ日という事業があります。地元の農産物を市内の小学校に配ったり、おにぎりチャレンジ隊によるイベ

ントPRといった事業で255万円の予算。

として、地産地消アンテナショップ活用事業。こちら、ハイランドの中町にオープンした蔵マルシェ、アンテナショップ関係の取り組みを推進するという事で、中心商店街における地産地消の推進、地産地消推進のお店との連携事業も兼ねてイベントを実施しているという事でございます。また、買い物弱者に配慮した新しい配達システムの構築ということもあって、消費者の購買動向調査も実施する予定でございます。

次に健康ということで、農業や農産物を切り口とした健康づくりに寄与する事業の実施、健康に絡む講座等を計画していくという事でございます。

最後、6次産業化支援事業というものがございます。この事業はなかなか活用されないという状況で、28年度は1件のみの申請、1万5,000円しか活用されなかったとのことです。29年度は、6件申請があって、154万円ほど活用実績があったところでございます。30年度に向けて、主な改正点ということで、松本ものづくり産業支援センターと連携を強化していく。それから、先着順ではなく、審査会方式を採用して、魅力的な取り組みに手厚く支援していくということも行うそうです。商品開発の要綱の一部改正もありますけれども、商品開発の上限額を50万円から100万円に引き上げるという改正をして取り組むことになっております。

それから、最後、健康生きがい市民農園事業ということで、現在、市民農園は20カ所、539区画となっておりますけれども、その下に健康生きがい農園（栽培指導付）が2カ所、20区画、それから内田には簡易オートキャンプ設備付農園が1カ所、17区画、梓川、波田地区にも4カ所、91区画市民農園があるそうです。所有者から借りているわけですが、例えばシルバーに委託して最低限の草刈りをするといった、固定費用として170万円ほど予算があるという事でございます。

あと、農林業まつりが最後のところでございます。様々な団体から負担金をいただいているわけですが、松本市の負担金は230万円ということになっているそうです。

国庫補助事業は一切入っていませんが、市単事業に特化して説明すると、こんな事業があるという事でご理解いただきたいと思っております。

こういったことをベースに、意見書を組み立てていかなければいけないと思っておりますので、今、足元にある事業をご確認いただくために、この資料を提示したところであります。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

今、市単事業の主なものについて、板花補佐から説明があったわけですが、全体を通して何かご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

基本的に我々が意見書に出した内容についての充実、若しくは新規というところをみると、どういう感じで、その予算反映の内容について総括してもらいました。それぞれここ3年来の意見書の中で出てきたのは、端的に言うと、4番の未来を担う農業経営者支援事業。ずっと女性へのサポートを厚くするという観点から、名前を変えたり、内容を変えたりして

出てきた成果の1つだと思います。先ほど農政課と話をしたときには、申込みが非常に多い、特に女性の関係でふえているということでした。そうした女性の関係とか、有害鳥とか、遊休荒廃地とか、我々の提言したことはありますが、それ自体が盛り込まれた要素は案外少ないのではないかと感じます。その辺の課題を一遍整理してもらおうと、8月以降の盛り込む内容の出発点になるのではないかと、という気もしますけれども、何かありますか、所感は。お願いします。

小林委員

色々考慮をさせていただいていると思いますが、生産振興のところの果樹共済推進対策費で、先般、果樹共済の役員会に出席しまして、松本は補助率30%ですけれども、安曇野市は2分の1、塩尻は33%となっております。これは、塩尻市が一步リードする形で、以前は3割で、他市が3割になったら、塩尻市は5割、というような形になったわけでありまして、今、それが定着しています。こうした補助はありがたいのですが、市からは3割もお金を出さなければいけないが、これが果たして効果があるのか、という話も出ておりまして、庁内でももう少し調整してもらわないといけない。今度保険制度も変わりますが、松本市の農業委員会がこの保険にかかわる部分がなくなってしまう。塩尻市は農業委員会の会長代理がその理事になっていきますし、安曇野市もそういう形ですが、松本はその辺のラリーが少し悪くて、この共済に対して、もう少し農業委員の役割をとというふうに思っていたところですが、このような結果になってしまいました。

それと農林業まつりですが、去年は農業委員の皆さんの頑張りで、あれだけ農林業まつりが盛り上がりました。去年は予算を少し減らされて、時間も短縮になったわけではありますが、今年度は頑張ってもらっていて、少し予算を増やしてもらいました。先ほども打ち合わせがございまして、食べ物の関係、例えばキノコ汁やおにぎりといったものを提供して、増やしていきたいと。いずれにしても、もう少し盛り上げていくためにご協力をお願いしたいと思います。ですが、農林業まつりをあそこでやっているということに対しまして、いくつか意見が出ているようで、駐車場の芝が傷むとか、会場にあがたの森を使うのがいいのかとか、という議論もあります。また、あがたの森の建物が耐震補強に入ることの中で、花卉展示が今年は難しい。その部分について、会場をお城にしたらどうか、という意見がありまして、これから検討していくとのことでした。

それから、親子体験の話ではありますが、あまり成果がないのではないかと、という言い方をしていますけれども、私の近所でやっていますが、申し込みが多く、断っているような状態です。国でも子どもの食育に関する体験に対して予算をつけて、法律をつくるという動きがあり、通りそうだと聞いておりますが、国が積極的にやっているのに、松本は少しその辺が遅れているように思います。子どもたちにちゃんと食育をして、農業、あるいは農産物のありがたみを教えてもらうような形で農業委員の皆さんにご協力をいただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

本日の意見は、8月以降の意見書に材料を提供するという事で、咀嚼していただいて、つくり上げていくという趣旨ですので、それぞれ思うところがありましたら、お願いしていきたいと思います。

安曇野市と松本市の比較も若干出ましたが、共済もそうですし、親元就農の関係もそうですが、スタンスのような考えがありましたら、お聞かせ願えればと思います。細田委員。

細田委員

まず、合併前の梓川のときもそうだったのですが、梓川の農産物を大々的にというふうなことで、補助金等をいただきましたけれども、農に対する支援、対策金がどんどん下がってきているような感じがします。

それで、確かに安曇野市の関係とどうしても松本市は比べられてしまうわけではありますが、農協としては、やはり農業に力を入れてもらいたいということで、菅谷市長さんも頑張っていたいておりますけれども、宮澤市長も頑張っていたいて、農に力を入れていただいている。我々の立場からしてみれば、やはり農に支援をしていただきたいというのが主な内容であります。それで、農協としても頑張って組合員との対話活動等もやっているわけではありますが、行政なり農協、生産者がいくら頑張っても、国のほうが旗を振ってもらわない限り、なかなか難しいかと思えます。そうはいつでも、あきらめないで頑張っていく、こういうことで考えています。

議長

ありがとうございました。

いかがですかね。その他に何かあれば、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

では、最後の詰めは6月にお願いするとして、それでは、これで協議事項を終わらせていただきます。

議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 19番

議事録署名人 20番